

電話による人権相談窓口

みんなの人権 110 番 (さまざまな人権問題)
☎ 0570-003-110

女性の人権ホットライン (家庭内暴力など女性の人権問題)
☎ 0570-070-810

こどもの人権 110 番 (いじめ・虐待など子どもの人権問題)
☎ 0120-007-110

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。

人権だより

総務課 (吉備庁舎)

電話 22-3291
ファクス 52-3210

人権機関有田川理事になって

『人権機関有田川』では、年間を通して「委員研修」や「人権映画会」、「人権講演会」を開催し、毎回多くの方に参加いただいております。参加者にはアンケートの記入にご協力いただいているのですが「大変良かった」「次回も参加したい」というお声をたくさんいただきます。これからの年間を通じて、多くの方に参加していただけるような事業を考え、実施していきたいと思っています。まだ参加したことがない方も、ぜひ一度参加してみてください。

この一年間『人権機関有田川』に関わり、さまざまな立場からの「人権」に関する意見を聞かせていただき、考えさせられました。私自身、「人権」の本当の意味はまだ分かっていないと思うので、試行錯誤しながらの活動になると思います。

さまざまな理由で自身の「人権」を侵されている人は、今もたくさんおられます。そんな方々が誰にも侵されることのない「人権」を取り戻すにはどうすれば良いのか。どんな社会にしていけば良いのか。そのヒ

ントを模索し、少しでもそういう方々が減っていく活動を目指していきたいと思っています。

『人権機関有田川』は私たち理事・委員のためだけの組織ではありません。町民皆さまのための組織です。皆さまからの意見や相談をお受けしています。今一度、町民みなで「人権」について考えてみませんか。

人権機関有田川理事 宮地 裕司



6月1日は 人権擁護委員の日です

人権擁護委員をご存知ですか。6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行されたこの日を「人権擁護委員の日」と定め、特設人権相談所の開設や、地域住民の皆さまに人権への理解を深めてもらう活動に取り組んでいます。

次のとおり特設人権相談所を開設します。一人で悩まず相談してください。

・日時／5月30日(金) 13時～16時
・場所／きび保健福祉センター、金屋文化保健センター、清水会館
・内容／いじめ、差別、虐待、セクハラ、インターネットによる誹謗中傷など、日常生活の中で生じるさまざまな人権問題に関する相談に人権擁護委員が応じます。相談は無料で秘密は守られます。